

東近江労働基準監督署発表  
平成19年9月20日

担 当	東近江労働基準監督署 東近江市八日市緑町8-14
	次 長 <small>こうの</small> 幸野 岳士 第三方面主任 <small>ますたに</small> 枅谷 佳幸 電話 0748-22-0394

## 労働安全衛生法違反容疑でTOTO株式会社を書類送検

東近江労働基準監督署（署長 戸津吉雄）は、本日（平成19年9月20日）、下記1の者を労働安全衛生法違反の容疑で、大津地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

- (1) ト-ト-TOTO株式会社 } 代表者：代表取締役社長 木瀬照雄  
本店：福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
- (2) A } 滋賀設備株式会社所属の派遣労働者  
役職：組長 34歳

#### 2 違反条文（別添資料1）

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生規則第107条第1項

同法第119条第1号

同法第122条

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第45条第3項

#### 3 違反事実

- (1) 東近江労働基準監督署は、本日、TOTO株式会社（本社：福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号）と同社滋賀工場（滋賀県湖南市朝国1番地）製造ラインの責任者A（34歳）を労働安全衛生法違反容疑で大津地方検察庁に書類送検した。

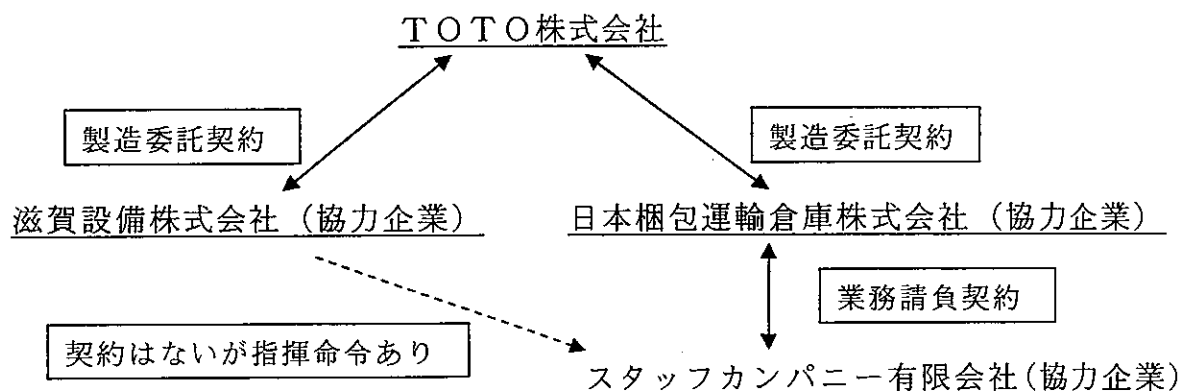
- (2) 本年、5月14日、同工場において、TOTO株式会社の協力企業の労働者が、製造ラインで機械の修理中、機械にはさまれて死亡するという災害が発生した。
- (3) この災害を捜査していた同署は、同製造ラインにおいて、労働安全衛生法で、機械を修理する場合には当該機械を停止させなければならないと定められているのにこれを守らず、常態的にその措置が講じられていなかった事実を把握するとともに、関係する各協力企業との契約が業務請負契約等となっていたものの、実態的には労働者派遣の形態である、いわゆる偽装請負であったものと認定した。
- (4) 実態が労働者派遣の場合、同工場で作業する協力企業所属の労働者に対する労働安全衛生法上の安全管理義務は、同社が負うものとみなされることから、製造ラインの責任者とともに、TOTO株式会社に事業者責任があるとして送検したものである。

【参考事項】

1 協力企業との関係、違反事実の認定の経緯等について

- (1) TOTO株式会社では、衛生陶器等の建設用設備機器の製造販売を行っているが、違反事実があったのは、同社滋賀工場におけるトイレのタンクの製造ラインである。
- (2) この製造ラインは、3交替制勤務となっており、それぞれの勤務を1組、2組、3組と呼んでいる。2組と3組はTOTO株式会社所属の労働者のみで構成されているが、1組は協力企業所属の労働者のみで構成されている。

1組における協力企業との契約関係は、次の図のとおりとなっていた。



- ①滋賀設備株式会社（代表取締役 伴惣司）  
滋賀県甲賀市水口町酒人559番地
- ②日本梱包運輸倉庫株式会社（代表取締役 黒岩秀隆）  
東京都中央区明石町6番17号
- ③スタッフカンパニー有限公司（代表取締役 木ノ下奈美）  
滋賀県湖南市三雲210番地の1

しかし、契約上は『製造委託契約』、『業務請負契約』となっていたものの、いずれの関係も実態は『労働者派遣』であることが認められ、いわゆる偽装請負の状態であった。

なお、労働者派遣であるか業務請負であるかは、『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日付け労働省告示第37号）』により判断される。（別添資料2）

なお、滋賀設備株式会社とスタッフカンパニー有限公司の間には契約がないが、作業にあたっては、滋賀設備株式会社所属の労働者がスタッフカンパニー有限公司所属の労働者を直接指揮命令する関係にあり、実態は同じく『労働者派遣』であることが認められた。

(3) このように、契約上は『製造委託契約』あるいは『業務請負契約』であっても、実態が労働者派遣であれば、派遣先に労働安全衛生法上の措置義務が生じる。すなわち、例えば、滋賀設備株式会社所属の労働者は、TOTO株式会社に派遣されている労働者とみなされ、派遣先となるTOTO株式会社は、滋賀設備株式会社所属の労働者にかかる労働安全衛生法上の安全管理義務を負うことになる。

(4) 被疑者Aは、滋賀設備株式会社所属の労働者であるが、前記のとおり、TOTO株式会社に派遣されている労働者とみなされ、1組の組長として、1組で作業する労働者の安全管理の責任者である。

1組で作業していたのは、組長である被疑者Aのほか、滋賀設備株式会社所属の労働者3名、スタッフカンパニー有限公司所属の労働者3名（うち1名が5月14日の災害の被災者）であった。

なお、日本梱包運輸倉庫株式会社所属の労働者はいなかった。

## 2 災害について

(1) 滋賀工場で5月14日に発生した災害は、1組で作業していたスタッフカンパニー有限公司所属の労働者が、製造ライン内の蓋成形機（トイレのタンクのうち、蓋の部分成形する機械）において、トラブルが発生した

際、その修理作業を蓋成形機の運転を停止させずに行ったことによるものであって、その結果、当該労働者は、稼動していた蓋成形機と柱との間にはさまれ死亡した。

- (2) 蓋成形機は、型に泥漿（でいしょう）と称する原材料を流し込み、加圧により脱水して成形を終えた後、型をはずしてコンベヤーに送るという工程を繰り返している。

また、成形を終えたことは、コンベヤー上の光電管が感知する構造となっている。

機械のトラブルというのは、この光電管が感知せず、従って、成形が終了したことが感知されずにラインがそれ以上進まないという不具合であった。

- (3) 同種のトラブルは頻繁に発生していたが、当該労働者が行った修理方法は、当該労働者のみならず、蓋成形機の作業に従事していたほぼすべての労働者が同様の方法で行っており、機械を停止させずに修理作業を行うことが常態化していた。

### 3 滋賀県の労働災害発生状況について

- (1) 滋賀県内における休業4日以上労働災害は、平成18年に1,650件発生しており、前年の1,511件に比べ、増加している。（別添資料3）

- (2) 特に、製造業においては、構内下請労働者・派遣労働者の労働災害が、平成18年には165件発生しており、前年の133件と比べ、大幅に増加している。（別添資料4）

- (3) そこで、滋賀労働局では、平成19年度、「業種別労働災害防止対策」を推進しており、中でも製造業においては、事故の型として最も多い「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するため、重点災害防止活動として「危険箇所の摘出・改善」を行い、「機械の本質安全化」を図ることを目標として、管内事業場の指導を行っている。（別添資料5）

また、平成17年度から3年連続して、県内の主要事業場を対象として労働行政説明会を開催し、適正な労働者派遣・業務請負にかかる労働環境の整備、労働災害の防止について啓発を行ってきたにもかかわらず、管内有数の事業場において、企業間の不適正な業務契約の中で、尊い人命が失われる労働災害が発生したことを重く受け止めている。

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則

(そうじ等の場合の運転停止等)

第百七条 事業者は、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行なわなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律  
(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

第四十五条

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。)、第四十五条(第二項を除く。)、第五十七条の三から第五十七条の五まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項前段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)並びに第五項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の三(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の四、第六十八条、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。))を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十五条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は第五項ただし書(第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。)」とする。

(1986.04.17 労働省告示第37号)

**第一条** この基準は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。)の施行に伴い、法の適正な運用を確保するためには労働者派遣事業(法第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。以下同じ。)に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることにかんがみ、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする。

**第二条** 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

② 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

ロ 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理(これらの単なる把握を除く。)を自ら行うこと。

② 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理(これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。)を自ら行うこと。

ハ 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

② 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

二 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。

イ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

ロ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。

ハ 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

① 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材(業務上必要な簡易な工具を除く。)又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

② 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

**第三条** 前条各号のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が法第二条第一号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。